



学校教育目標「ハート」「パワー」「チャレンジ」～わたらしく あなたらしく～

SOSの出し方 ～10/3 校長講話～

文科省では、「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的として、**SOSの出し方教育**を推奨しています。（以下、校長講話内容）

産まれたばかりの赤ちゃんは、話すことはできません。けれども、一生懸命泣くことで、自分の要求を伝えようとします。人間は生まれながらに、SOSを伝える力をもっているのです。

産まれてきてからこれまで、自分なりにがんばって生きてきた皆さんは、一人一人がとても大切な存在です。最近、あなたに不安や悩みはありませんか？不安や悩みには、様々な原因があります。勉強、顔や体形、友達、いじめ、家族……。

今の自分に自信がもてなかったり、眠れない、イライラしたりすることがあるならば、それはあなたの心のSOSかもしれません。そんな時は、迷惑にならないところで大声でさけんだり、思い切り歌ったり、せんべいをバリバリ食べたり、氷を握りしめる方法などもあります。でも、自分だけではどうにもできないときには、身近な大人に話してみませんか？家族や、担任の先生、ほかの先生、保健室の先生、地域の方、スクールカウンセラーの先生……。あなたが相談しやすいと思う人に話してみましょう。

「自分で何でもできる力」を身に付けていくことは、とても大切です。でも、「人にたよれる力」が必要なときもあります。この2つは、一見、逆のことのようでも実はそうではありません。なぜなら、この2つの力は、どちらも「自分を大切にすること」につながるからです。



成和小学校には、**児童や保護者、教職員の心のケアを担当するSC（スクールカウンセラー）**が来校しています。

また、**問題を抱える児童を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関との連携・調整を行ったりするSSW（スクールソーシャルワーカー）**が来校しています。

SC・SSWの紹介

■SC（スクールカウンセラー）

橋本 茉旺（まお）先生

月に1度程度で来校し、相談室で45分間の相談に対応します。相談の申込については学校までお尋ねください。（先着順）

■SSW（スクールソーシャルワーカー）

林 咲香（さやか）先生

青少年支援センターに在籍し、学校の支援要請を受けて、随時、来校支援や家庭訪問等の対応をします。

SC 橋本先生の今後の来校予定日

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日程	10日 (木) 全日 24日 (木) 全日	21日 (木) 全日	20日 (金) 全日	30日 (木) 全日	6日 (木) 全日 25日 (火) 午前	13日 (木) 全日

いじめの未然防止と早期対応

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条」より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない、としています。

佐賀県いじめ防止基本方針では、『いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる』との認識のもと、本方針に定める毎年5月と12月の「いじめ防止強化月間」期間中に、いじめの防止等の取組の見直しや充実、広報・啓発など、各学校が自らの計画や課題に基づいた活動を充実させることにより、教職員や児童生徒、保護者のいじめ問題に対する意識と理解を高めるとともに、いじめ防止対策の一層の充実を図る。』としています。また、令和5年2月には、重大ないじめ事案等における警察への速やかな相談・通報の徹底を示す通知文が県から発出されました。

成和小でも、このことを踏まえ、次のことを重点として、いじめの未然防止と早期対応に努めています。

①思いやりの心を育てる取組（道徳や人権学習）による集団づくりといじめ未然防止

②アンケートや日常観察、職員間や保護者との連携による早期発見

③管理職、担任、関係職員、SC・SSW、関係機関等との連携による組織的対応

佐賀県内の学校で2021年度に認知されたいじめの件数は、5249件と、2年連続で最も多くなったことがわかりました。県教育委員会は「いじめを積極的に発見する考え方が浸透して、学校側で相談しやすい環境づくりが進んだことで、認知件数の増加につながった。重大ないじめを防ぐためわずかな兆候でもいじめを疑って、早期の発見や対応に力を入れていく」と話しています。

令和6年4月から9月までの期間に成和小学校で認知されたいじめの件数は、9件でした。学校では、県はいじめ認知に関する方針にならない、積極的にいじめの認知を行っています。

次の資料・リーフレットを成和小ホームページ（お知らせ）に掲載しますので、この機会に是非ご覧ください。

○成和小いじめ防止基本方針（成和小学校での取組の推進や対応、組織作り等を示しています）

○子どもたちのSOSが聞こえますか？（いじめのメカニズム、対処、家庭や地域、関係機関との連携について示されています）

○保護者のための子どもを支える関わり方のポイント（保護者の悩みや、エピソードなど、お子さんへの関わり方やそのポイントについて示されています）

《小学校（中学年）の頃》 いじめ

友人間のささいなトラブルが積み重なって、クラスの数名からいじられるようになりました。学校のいじめアンケートが配られた際に、そうとは思わず子どもに聞いたところ、このことを話してくれました。アンケートに記入したところ、担任の先生がすぐに対応してくれました。家庭では子どもとのコミュニケーションを増やし、家族とのふれあいを大切にしよう心がけました。子ども自身も友達との接し方を見直すようになり、また、このことをきっかけに、家族に相談できる雰囲気が生まれ、学校での出来事をいろいろ話してくれるようになりました。



【大学の先生より】

お子さんがいじめられた話は、親としてショックだったと思いますが、落ち着いて冷静に対応されたのがよかったです。今は法律も整備され、以前にも増して学校の対応も早くなりました。すぐアンケートに記入したことや家庭でコミュニケーションを増やしたことなどで、家族は自分の味方であること、家は安心できる居場所であることをお子さんが実感でき、回復につながっていったのだと考えられます。

【ポイント】子どもの思いを確認し、冷静に対応をする。
コミュニケーションを増やす。